

平成28年 No.34

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

障がい学生支援室に所属する教員の任期の追加及び周知方法の変更のため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 7 月13日 教員人事委員会 審議・承認

平成28年 7 月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 7 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第24号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：障がい学生支援室に所属する教員の任期の追加及び周知方法の変更のため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕 (周知) 第6条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学<u>例規集への掲載等</u>により、広く周知を図るものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。</u> <u>2 障がい学生支援室教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。</u>	〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕 (周知) 第6条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学<u>学報等</u>により、広く周知を図るものとする。 〔省略〕

別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠
国際教育センター 外国人児童生徒 教育部門	教授，准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第1号	国際教育センター 外国人児童生徒 教育部門	教授，准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第1号
国際算数数学授業 改善プロジェクト	教授，准教授 講師，助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号	国際算数数学授業 改善プロジェクト	教授，准教授 講師，助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号
次世代教育研究 推進機構	教授，准教授 講師，助教	3年	再任不可	法第4条第 1項第3号	次世代教育研究 推進機構	教授，准教授 講師，助教	3年	再任不可	法第4条第 1項第3号
パッケージ型支援 プロジェクト	教授，准教授 講師，助教	1年（た だし，再 任後の任 期は3年 とす る。）	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号	パッケージ型支援 プロジェクト	教授，准教授 講師，助教	1年（た だし，再 任後の任 期は3年 とす る。）	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号
<u>障がい学生支援室</u>	<u>教授，准教授 講師，助教</u>	<u>2年</u>	<u>1回に限り 再任可</u>	<u>法第4条第 1項第3号</u>					